瀬戸市ホームページリニューアル業務委託

仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

瀬戸市ホームページリニューアル業務

(2)業務の目的

瀬戸市では、平成23年度に現行のCMSを導入し、ホームページを運営している。近年、情報発信ツールとしてのホームページの重要性が増すにつれて、ユーザビリティ・アクセシビリティへの対応がより求められるようになったこと、スマートフォンを利用したアクセスが増加していること、災害時の情報発信手段の確保がより重視されるようになったこと等、現在の仕組みでは対応が難しい課題が多く発生している。

また、自治体DXの動向を踏まえ、行政サービスにおける各種手続きのオンライン化及びワンストップ化を実現するとともに、バーチャル空間を活用した瀬戸市の魅力発信を進める上でも、情報発信のプラットフォームとしてのホームページの重要性が高まっている。

本業務では、こうした課題を解決するとともに、より効果的な情報発信が行えるホームページの 実現のため、新たなCMSの導入による既存のホームページの更新を目的とする。

提案に際しては、現行ホームページの運用状況等をよく理解し、現在の運用水準を大きく向上させること、また新ホームページ公開後の運用においてもユーザビリィティ・アクセシビリティ等の水準が下がることがないよう十分留意することが求められる。

(3)業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

(4) スケジュール

- ① 令和4年11月まで 現行ホームページの調査・システム構築期間
- ② 令和5年3月まで 現行ページの移行、職員研修開催
- ③ 令和5年4月1日 新ホームページ運用開始(運用開始前に一定の検証期間を置くこと) ※なお、上記は現時点で想定するスケジュールの概要である。詳細なスケジュールは瀬戸市との協議の上で決定する。

(5) リニューアル方針

- ① ユーザビリティ・アクセシビリティの向上
 - ア JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器・ソフトウェア・サービス-第3部:ウェブコンテンツ」の(適合レベルA、AA)に対応すること。
 - イ 閲覧者が目的の情報に容易にたどり着くことができるよう、原則3クリック、最大5クリックで目的の情報に到達でき、より多くの情報が得られる階層構造とすること。
 - ウ 標準化・統一化されたデザインで、レイアウト・アイコン等の配置・配色の工夫により、掲載されている情報が見やすく、分かりやすく配置されていること。

- エ 閲覧補助機能(背景色変更、文字の拡大・縮小、白黒表示、色の反転表示、ふりがな機能、 読み上げ機能)を有すること。
- オ 行政機関で多用される専門用語を易しい表現に翻訳できる辞書機能を有すること。
- カ スマートフォンでの閲覧を主として、全体のデザインと構成を最適化すること。また、レスポンシブウェブデザインを採用し、スマートフォン、タブレット、PC などの各種端末に対応して見やすい表示となるようにし、レイアウトの切替えを簡易に行えること。
- キ 現行使用している A I チャットボット機能と連携すること。
- ② コンテンツ作成・管理方法
 - ア HTML 言語等の専門知識のない担当者が、JIS 規格に対応した見やすく分かりやすいコンテン ツを容易に作成・更新できること。
 - イ 分かりやすくタグ付け等ができることにより、作成したコンテンツが適切な階層に配置されること。
 - ウ 管理者及び担当者が頻繁に変更になることを想定し、容易に引継ぎができ、効率的にコンテンツの管理ができるようにすること。
- ③ 災害発生時等における情報発信
 - ア 災害発生時の緊急情報や重要なお知らせ等について、即時的に分かりやすく掲載することが 可能であること。
 - イ 災害時等にアクセスが急増した場合にスムーズな情報提供を可能にするため、画像等を除い た災害用トップページを作成すること。
- ④ セキュリティの確保
 - ア ホームページ内の全ページにおいて、常時 SSL 化に対応すること。なお、SSL の更新手続きについては受託者が責任を持って行うこと。
- ⑤ 自治体 DX への対応
 - ア 行政サービスにおける各種手続きのオンライン化及びワンストップ化のプラットフォームと しての機能を有すること。
 - イ 現在運用中のアプリ「せとまちナビ」との連携をより強化すること。
- ⑥ 瀬戸市の情報発信・魅力発信の強化
 - ア 市内外に瀬戸市の魅力を PR するため、地域の特性を生かした特徴のあるデザインやコンテンツを効果的に発信できること。
 - イ 広報紙「広報せと」(月1回発行)など、紙ベースの情報媒体との連携を意識した情報発信を 行うこと。
 - ウ Instagram、Twitter、LINE などの SNS との連携機能を持つこと。
 - エ 現在構築中のメタバースプラットフォーム「バーチャル瀬戸」と連携して、瀬戸市の魅力発信を行うことが望ましい。
 - オ 地元ケーブルテレビ、コミュニティ FM との連携を意識した情報発信を行うこと。
- ⑦ オープンデータの推進
 - ア ホームページ内の様々なデータを、オープンデータとして公開できる機能を有すること。
- ⑧ 拡張性と柔軟性に対応した保守・運用形態
 - ア 運用開始後にバージョンアップなどによる機能向上や構成の変更等を柔軟に行えるとともに、 将来的なシステムの拡張性を確保すること。

(6)業務概要

主な業務項目は下記のとおりとする。なお、下記項目以外にもホームページ構築に伴い必要となる作業については瀬戸市と協議を行い適切に対応すること。

- ① 本業務全体のプロジェクト管理
- ② CMS・システム・サーバ環境の導入・構築・設定
- ③ 現行ホームページの検証・コンサルティング
- ④ ホームページの構造・運用設計およびデザイン制作
- ⑤ 現行ホームページのコンテンツのデータ移行
- ⑥ 操作・運用マニュアルの提供
- ⑦ 操作研修会の開催
- ⑧ 保守·運用支援
- ⑨ 瀬戸市のホームページにとって有益な独自提案
- ⑩会議の開催及び会議資料、会議録等必要書類の作成
- ⑪ その他、ホームページリニューアルにあたって必要となる業務

2 本業務全体のプロジェクト管理等

(1) プロジェクトマネージャーの設置

受託者は1名のプロジェクトマネージャーを配置して、本業務がトラブルなく安全に稼働を迎えられるような体制を講じること。本業務におけるプロジェクトマネージャーの定義は以下のとおりとする。

- ① 受託者の社員であること。
- ② 会議に主体として参加し、議事を進めること。
- ③ 本業務の窓口となり、基本的に全ての質問に即答できるだけの知識を持つこと。
- ④ 瀬戸市と同等規模の自治体ホームページ構築実績があること。

(2)業務環境等

① 業務環境

業務に必要な開発環境(ハードウェア、ソフトウェア環境等)は、受託者が用意すること。 また、開発環境は、ウイルス対策、セキュリティホール対策等、十分なセキュリティ対策が実施 されていること。

② 業務場所

業務を行う場所は、受託者が用意すること。なお、進捗報告やレビュー、説明会等に必要な場所については、瀬戸市が用意する。

③ 資料等の貸与

業務の遂行に必要な資料については、所定の手続きにより瀬戸市から貸与する。

3 システムの基本要件

- (1) 基本要件
 - ① 国の行政機関(官公庁等)及び地方公共団体において導入実績を有する CMS パッケージソフトであること。
 - ② 大規模災害時等のアクセス集中時にも耐えられるよう、コンテンツの公開は静的な仕組み (CMS

サーバに HTML ファイルを生成し、Web サーバにアップロードする仕組み)であり、即時及び任意の日時で公開や削除を行えるものとすること。

- ③ システム利用にあたっては特別な知識を必要とせず、簡易な操作で新規作成、更新、削除等ができ、なおかつサイト全体の統一感を維持できるものとすること。
- ④ 専用ソフトのインストールやモジュールの追加が必要ないシステムであること。
- ⑤ CMS の要件として、庁内のクライアント PC からインターネット経由で接続し、利用可能なこと。 クライアント PC の環境は以下のとおりとし、以下の汎用ブラウザの最新版で閲覧した場合に、 レイアウトやデザインの崩れがないこと。

項目	内容
OS	Windows10
ブラウザ	· Microsoft Edge、Chrome、Firefox、Safari

- ⑥ 通信プロトコルは HTTPS とすること。
- ⑦ システムにログインする ID は課ごとに割り当て、人事異動時のメンテナンスの影響を最小限とすること。なお、同一 ID で、複数者がログインできることとするが、ひとつのページを同時に編集できないようにする排他制御機能を有することが望ましい。
- ⑧ Web サイトの要件として、以下の汎用ブラウザの最新版で閲覧した場合に、レイアウトやデザインの崩れがないこと。

項目	内容
OS	Windows10
ブラウザ	• Internet Explorer 11
	· Microsoft Edge、Chrome、Firefox、Safari
	・iOS の最新バージョン、Android7 以降

ただし、最新版以外でもなるべくレイアウトやデザインの崩れがなく閲覧できることが望ましい ため、企画提案書には各ブラウザに関して対応可能な旧バージョンがあれば記載すること。

(2) システム構成

- ① CMS サーバと Web サーバについては、受託者が用意するデータセンターにて運用を行う。
- ② データセンターにはファイアウォールを設置し、瀬戸市及び瀬戸市が許可した拠点以外からの接続を制限すること。なお、使用するポートも限定し、不要なポートの使用は制限すること。
- ③ 詳細な仕様については、別表1「データセンター要件」のとおりとする。

(3) セキュリティ対策

- ① 情報漏えい、改ざんを防ぐため、不正アクセスに対しての防止措置を施すこと。
- ② 障害や不正アクセスを検知するための各種監視サービスを実施し、問題が発生した場合にはその旨を通知すること。
- ③ 監視システムは以下のとおりとする。なお、この他にも有効と思われるものがあれば実施すること。

ア Ping 監視:対象機器の死活監視

イ ポート監視:対象機器のTCP ポートの疎通監視

ウ プロセス監視:HTTP、FTP などのサービスの稼働監視

エ リソース監視: CPU、HDD、メモリの使用率の監視

オ トラフィック監視:対象機器へのトラフィックの監視

カ ログ監視:不正なログの監視

キ ハードウェア監視:物理的なハードウェアの障害を監視

ク URL 監視:ウェブサイトへの HTTP アクセスに対して正しく応答があるかを監視

- ④ ウイルス対策ソフトのパターンファイルを毎日更新し、最新の状態とすること。
- ⑤ Web サーバについては愛知県セキュリティクラウドの監視対象となるため、必要な設定作業及び 情報提供を行うこと。

(4) サーバメンテナンス

- ① OS 等のセキュリティパッチ適用を月1回定期的に実施すること。
- ② サーバメンテナンスを行う際には1週間前までにその旨を市へ連絡し、作業実施の了承を得る こと。
- ③ 瀬戸市と同環境を受託者で用意し、十分な検証やテストを実施したうえでバージョンアップや保守を実施すること。
- ④ セキュリティ上の脆弱性又は不具合等が発見された場合は、原則として無償でかつ即時対応すること。

(5) バックアップ

- ① Web サーバ、CMS サーバともにバックアップを毎日行うこと。
- ② バックアップは万が一の際の復旧時間を短縮するため、完全バックアップとし、3世代以上を保持すること。
- ③ バックアップは Web サーバ、CMS サーバとは別筐体で保持すること。

(6) 障害時の対応

- ① 障害が発生した際は、障害箇所の特定、障害範囲の調査などの状況把握を行うとともに、復旧 に向けて迅速な対応を行うこと。
- ② 障害発生によりサービスが停止した場合、6時間以内に復旧又は代替手段を用意し、サービスの利用に支障の無いようにすること。
- ③ 障害発生時に行うべき行動を示した緊急時対応マニュアルを作成すること。
- ④ 夜間、休日であっても問い合わせが可能な連絡先を3回線以上用意すること。

4 システム構築要件

(1) CMS 機能要件

CMS機能として別表2「機能要件確認表」を満たすとともに、下記の項目を満たすこと。

① サブサイト構築機能

ホームページ配下で個別に新着情報を表示したりバナーを添付できたりする機能を有するサイトを瀬戸市で自由に作成できるテンプレートを提供すること。

② イベント情報、イベントカレンダー

CMS で作成したイベント情報は、自動的にイベントカレンダーへ掲載されること。また、イベントカレンダー内において、イベントのカテゴリ、施設、対象者などを絞って検索できる機能を有すること。

③ 施設案内(施設マップ)

ひとつの地図の中で複数の施設情報を掲載できる施設マップを構築すること。

④ よくある質問

よくある質問のページは簡単な更新で質問と回答を掲載することが可能な専用のテンプレートを用意すること。また、キーワード、カテゴリから検索できる仕組みを構築すること。

⑤ Google マップへの対応

地図情報の掲載はGoogle マップの利用を想定している。Google マップを利用するにあたってはGoogle 社の利用規約に則った正規の利用方法をすること。

⑥ 多言語対応

現行ホームページで運用中の自動翻訳システムと連携させること。

システム名:My サイト翻訳(高電社)

(2) 関連システム機能

① サイト内検索

Google カスタム検索を導入し、ホームページ内のコンテンツを検索できるよう設定すること。検索結果はファイルの種別 (HTML、PDF)、第一階層の各カテゴリにより絞り込むことができること。

② アクセス解析ツール

Google アナリティクスまたは Google タグマネージャーを導入し、ホームページのアクセス状況を把握できるよう設定すること。なお、各ページへのアクセス数のほか、添付ファイルのクリック数なども把握できること。

③ CMS 管理外コンテンツへの対応

新設する Web サーバに現行のサブサーバで管理している CMS 管理外コンテンツの専用領域を有し、瀬戸市及び瀬戸市の委託する業者からの「FTPS」「SFTP」「SCP」のいずれかによるアップロード・ダウンロードを可能とすること。

(3) サイト構造設計

① サイト分析・コンサルティング

受託者において現行の瀬戸市ホームページを調査し、問題点・改善点・不足点等の洗い出しを行い、それらの内容を分析、整理した上で瀬戸市にとって最適な情報分類およびサイト構造を提案すること。

② 不足ページの作成

リニューアル後のサイト構造において不足しているページについては受託者にて作成すること。

(4) サイトデザイン制作

① トップページデザイン

瀬戸市の魅力が十分に伝わり、かつ利便性の高い機能的なデザインとすること。なお、デザイン 案は2案以上を提示し、瀬戸市と協議の上で細部まで調整を行うこと。PC サイトのみならず、ス マートフォンサイトについても同様に対応すること。

② 一覧ページ・詳細ページデザイン

決定したトップページデザインに基づき、一覧ページ・詳細ページデザインを作成すること。

5 データ移行

- (1) データ移行作業
 - ① データ移行の対象

瀬戸市ホームページ (http://www.city.seto.aichi.jp/index.html) 配下のページで、瀬戸市が 指定する全ページを前提とするが、現行ページの分析を行い不要なページは移行対象外とする。

想定ページ数:最大約8,000ページ

なお、下記コンテンツは特別なページとして管理する。

・瀬戸市子育て支援サイト「せとっ子ネット」(http://www.city.seto.aichi.jp/kosodate.html)

② 対象外ホームページ

上記以外の外部サイトとして作成しているコンテンツは、リニューアル対象外とし、瀬戸市ホームページからリンク管理とする。

③ コンテンツリストの作成

公開 Web サーバの情報を基に、対象範囲全ページのコンテンツリスト(サイトマップ)を作成すること。コンテンツリストにはページタイトルと公開 URL の他に、ページの更新日、ページの所有グループ等の情報も記載し、瀬戸市の担当課が移行内容の精査を行う際に負担のかからないようにすること。コンテンツリスト作成後、新ホームページのコンセプトにあった新コンテンツリスト(新サイトマップ)を作成し、瀬戸市に提示すること。受託者からの案を基に瀬戸市の各担当課で内容の精査を行う。新サイトマップは組織ごとのカテゴリだけでなく、メニュー分類、ライフメニュー分類など全リンクを把握することができるよう制作を行うこと。

④ 移行体制

移行作業にあたっては具体的な作業内容を記載したデータ移行計画書を作成し、瀬戸市の承認を得ること。作業の進捗を管理し、定期的に瀬戸市への報告を行うこと。

移行作業は日本語を母国語としている者、又はそれに相当する者が行うこと。

⑤ その他

ページに添付されている PDF 等のファイルや画像についても移行すること。

(2) データ移行後の検証

① 移行データの確認

移行したデータは目視等により内容を確認し、アクセシビリティ・ユーザビリティに問題がある場合は修正を行うこと。

② アクセシビリティ試験の実施

移行後は「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に沿って40ページ以上を対象に検査を行い、試験結果を報告すること。

なお、試験結果をホームページで公開ができるよう、必要な支援を行うこと。

6 操作マニュアル・研修会

(1) マニュアルの作成

各マニュアルは CMS パッケージに標準で付属するものではなく、瀬戸市のホームページ運用方法 に則した、瀬戸市専用のマニュアルを作成すること。作成するマニュアルは以下のとおりとする。

① CMS 操作マニュアル (作成者・承認者向け)

作成者及び承認者向けのマニュアルとして、極力専門用語を使用せず分かりやすく解説すること。

② CMS 操作マニュアル (管理者用)

管理者がシステムを運用するために必要な機能を網羅したマニュアルとして、分かりやすく解説すること。

③ 瀬戸市ホームページ運用ガイドライン

運用開始後、長期にわたって高いユーザビリティやアクセシビリティを維持し、情報が分かりやすく魅力的なホームページであり続けるため、瀬戸市と協議の上、ホームページ運用に係る基本方針、運用ルール、掲載基準や掲載内容の記載方法について定めたガイドラインを作成すること。

(2) 研修の実施

① 研修内容

作成者向け、承認者向け、管理者向けの研修を行うこと。それぞれの人数と内容については以下 のように想定している。

- ・作成者・承認者 30人×6回 3時間程度 CMS 基本操作(主にページ作成)、ガイドライン
- ・管理者 5人×1回 4時間程度 CMS 管理に関する全般、ガイドライン

② 研修体制

メイン講師1名の他、個別にサポートしてまわるサブ講師1名以上を配置すること。いずれも導入するシステムについて熟知した者が担当すること。

③ 会場·機材等

研修に使用する会場と機材(PC、インターネット環境、プロジェクター、スクリーン、マイク)は瀬戸市が用意する。システム側の環境(研修用サーバ等)及び研修に使用するマニュアル、データ等は受託者が用意すること。

7 運用保守

(1) ヘルプデスクの設置

運用開始後には、瀬戸市からの問い合わせに対し適切なサポートを行うための専用へルプデスクを設置すること。問い合わせに対しては瀬戸市のサイトを熟知した者を配置し、即時回答を基本とする。問い合わせ内容を受託者で管理し、瀬戸市からの要望があった場合には過去の問い合わせと回答の一覧を、作成者・承認者・管理者にそのまま公開して理解できる内容と形式で提出すること。

(2) ホームページ保守

ホームページを運用していく中で発生し得る課題、要望に対し、必要に応じてテンプレートの修正、 コンテンツ作成支援等の保守対応を行うこと。

8 納品・検収

(1)納品物

以下の納品物を提出すること。

作業内容	名称	納入期限
本業務のプロジェクト管理	プロジェクト計画書	契約締結後10開庁日以内
	議事録	- 会議開催後 5 開庁日以内
	懸案事項処理管理表	
システム設計、要件定義(データ	システム設計書	要件定義作業後10開庁日
移行計画書を含む)	要件定義書	以内

	管理者マニュアル	研修当日まで
研修	一般職員操作研修マニュアル	
	瀬戸市ホームページ運用ガイドライン	
	システム導入に係るソフトウェア、ハー	
プロジェクトの履行報告	ドウェア等納品物の一覧	
プロジェクトの優打報日	ハードウェア一覧、ソフトウェア一覧、	令和5年2月末日まで
	システム構成図	
保守運用	保守運用計画書	

(2)納品場所

瀬戸市役所シティプロモーション課

(3) 検収

各納品物については上記(1)納入期限までに納品することとし、その納品物の全ての検査を以て 検収とする。

9 特記事項

(1) 全般

- ① 受託者は、本業務に関して必要に応じ助言等を行い、また助言を求められた場合には速やかに 対応し、瀬戸市の必要とする内容を充足した業務を行うこと。
- ② 受託者が行う提案や報告及び相談等は、全て書面をもって実施し、内容について瀬戸市の承認を得ること。

(2) 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、あらか じめ瀬戸市の承認を得た場合はこの限りではない。しかし、この場合においても、業務の主たる部 分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。

(3) 契約不適合責任期間

- ① 受託者は、瀬戸市に対して提供したサービス又は納品物の不適合について、提供から1年間、 担保の責を負わなければならない。
- ② 受託者は、本納品物の不適合が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、前項の定めに関わらず、瀬戸市が不適合を知ったときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ③ 瀬戸市は、前項の期間において、不適合のあるサービス又は納品物について、受託者に相当の期間を定めて、その不適合の補修を請求することができる。
- ④ 瀬戸市は、受託者が提供したサービス又は納品物の不適合のために、契約した目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

(4) 著作権

- ① 本業務における納品物の原著作権は瀬戸市に帰属するものとし、受託者は瀬戸市に対し著作者 人格権を行使しないものとする。
- ② ただし、本業務における納品物のうち、従来受託者等が著作権を有しているものについては、

受託者等に権利留保されるものとする。

③ 納品物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、瀬戸市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に瀬戸市の承認を得ることとし、瀬戸市は当該著作物について使用許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務の履行にあたり知り得た内容は、契約期間中及び契約終了後においても、その 秘密を保持しなければならない。なお、再委託先についても同様の責を負うものとする。

(6) 法令の遵守

受託者は、作業の実施に際しては、瀬戸市情報セキュリティポリシーに基づく瀬戸市の指示及び関係法令を遵守し、業務を適切に履行しなければならない。

(7) 賠償責任

本業務の実施にあたって、瀬戸市または第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うものとする。

(8) その他

- ① 本仕様書に規定のない事項についても、受託者の専門的な知見により、本業務の費用範囲内で実現できる効果的なシステムや機能等のオプションがある場合は積極的に提案すること。
- ② 本仕様書に定めのないこと又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに双方協議し、瀬戸市の承諾を得て決定することとする。